

## 平成30年6月議会報告

豊橋市情報公開条例第1章第1条は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定める、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする、と定めています。

- 3月議会以降、この情報公開条例に則り調査した結果を踏まえて質問しました。
- 1、豊橋市不動産取得処分審査会について、特に平成28年12月28日の審査会で決定された駅前大通り二丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う「狭間児童広場（3,390㎡）」と「まちなか広場（仮称）（2,200.11㎡）」を等価交換とした根拠について
  - 2、高齢者移動支援事業について、特に旧事業からの内容が大きく変更される新事業に対する事前協議について、タクシー、電車、コミュニティバスの料金助成券は各5,000円の助成であるが、元気パス購入のみ9,000円の助成である。助成額が異なる理由について
  - 3、豊橋市民センター（カリオンビル）の管理に関する協定書に基づいた管理運営について質問しました。



豊橋不動産鑑定評価  
依頼要綱に違反！

## 狭間児童広場における等価交換の不正がより明確に！

組合側が提出した調査報告の狭間児童広場の価格は正常価格ではない

- 1、大通二丁目地区第一種市街地再開発における狭間児童広場の土地評価額について【議事録抜粋 6月12日】

寺本：（再開発）組合側の提出している日本不動産研究所の調査報告書、ここにある狭間児童広場の土地価格は正常価格なのですか？

都市計画部長：不動産鑑定業者の会社の方針により正常価格といった価格等の種類は表記されておりません。

議長：都市計画部長、組合側の報告書の中に書かれているのが正常価格なのかどうかということを質問しているので、それに教えてください。

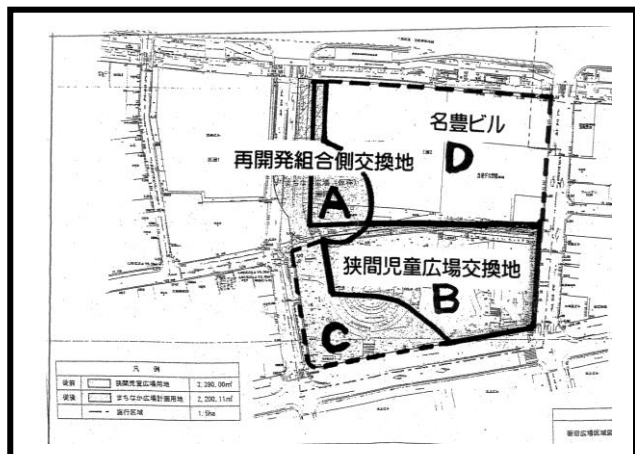
都市計画部長：正常価格と同じような評価方法で行った適正価格です。

議長：正常価格なのかどうかということを聞いているのです。組合側に書かれている数字が。

都市計画部長：その価格自体につきましては評価価格として適正なものであるということです。

議長：寺本議員、正常価格は記載されていないという風に理解できます。

寺本：組合側が提出した調査報告の狭間児童広場の価格は不動産鑑定評価基準に則った正常価格ではないと確認しておきます。

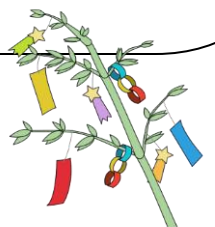


【左図】  
BとCが狭間児童広場（公共用地）、AとDが組合側用地。Aは約1,000㎡とB約2,200㎡の倍以上面積が違う土地価額が同額であるはずがない！  
豊橋市はそれを同額としてAとBを交換した。

寺本の見解だが、豊橋市民は1200㎡の公共財産約3億円以上の損害を被ったことになる。

●正常価格とは  
（国土交通省不動産鑑定評価基準から）  
市場性を有する不動産について現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で成立するであろう市場価値を表示する適正な価格。日本の公示地価、標準地基準価格（都道府県地価調査）においては、土地の正常価格に相当する価格を公表するものである。不動産鑑定評価に当たっては、基本的事項として、対象不動産、価格時点とともに価格又は賃料の種類を明らかにしなければならないものとされている。さらに、鑑定評価は、不動産の適正な価格を求め、その適正な価格の形成に資するものでなければならず、鑑定評価によって求める価格は基本的に正常価格である。

【問題】1、組合側は、なぜ正常価格の不動産鑑定評価で鑑定しなかったのか？  
また、市はなぜ正常価格ではない調査報告で承諾したのか？  
2、「豊橋市不動産鑑定評価依頼要綱」第2条には不動産の鑑定評価を依頼する場合、不動産鑑定評価額が5,000万円以上の場合2人以上の不動産鑑定業者とする、と定めている。  
ところが市は数億円もする公共用地の不動産鑑定評価を1業者のみで行っている。明らかに違法行為である。



### 3億円の市民の損失を取り戻す監査請求に今後は取り組むことになるだろう！

【情報公開して出された一部非公開（黒塗り）文書】

狭間児童広場の従前従後の市と組合側の評価額は黒塗り非公開。その理由は「組合側の正当な利益を害する恐れがある」だ。高層マンションの2階3階は税金35億円で図書館を作り、事業費220億円の45%99億円も税金で補助する。市民の土地価格を市民に公表することで組合側の正当な利益のどこを害するのでしょうか？ いい加減にしろ！といたい。このような不条理はとても看過できない。

交・換 予 定 地	地 目	評価価格	地 積	金 額
現況 ①豊橋市駅前大通二丁目62番 外3筆	公園	黒塗り	公簿 3,390㎡ 実測 3,390㎡	黒塗り
完成後 ②豊橋市まちなか広場（仮称） 計画用地 （都市計画決定・事業認可済）	公園	黒塗り	計画 2,200.11㎡	黒塗り
差し引き ②-①			-1,189.89㎡	黒塗り

これらの黒塗りを開示せよ！



### 3. 「豊橋市民センター（カリオンビル）の管理に関する協定書」に基づいた管理運営について

質問しました。

寺本の質問	市の答弁
ビリーブからの収支報告書と提案書の内容が違っているがH29年11月のボーナス時に提案書より突出した人件費が計上されている。投入されているのは市税ですから市には説明責任がある。	平成29年度の収支状況等は問題ないと認識している。
現在ビリーブの人員配置は？ 副センター長がこの1年で1人解雇、1人辞職。従業員を1人解雇。新たな採用はない。	シフト制により運営に必要な配置がされていると認識している。
ビリーブの従業員から市への労働環境等の相談事例について ※常勤パート7名のうち3名が労働基準監督署へ相談に行っている。労働局長から助言指導の文書も入手している。 豊橋市の公的機関で雇用されている人である。きちんと市のほうで対応してください。	相談事例はあった。労働契約にかかわる相談とかの専門部署であります労働基準監督署内にある労働コーナーで相談してもらうのが一番いい。

前号でご報告しましたように、平成29年度より豊橋市民センター（カリオンビル）は特定非営利活動法人ビリーブが管理運営にあっております。豊橋市は市民センター指定管理者募集にあたり、「市民活動の拠点の施設としての役割を認識し、適切な人員配置や人材育成を通じて迅速な業務遂行を目指す」ことを選定理由に挙げております。ところがこの1年応募時に提出した提案書とは異なる運営が行われておることから3月議会では

予算化に反対しました。今回内容について報告書等開示請求した結果から質問しました。管理運営は「管理に関する協定書」及び募集要項、提案書に基づき運営されることになっています。

問題をかなり抱える運営がされていることが確認できます。私の見解では「豊橋市民センター管理に関する協定書」にある第37条（指定の取り消し）にあたるのではないかと思います。

## 控訴します

2015年10月提訴から2年8か月争った事件ようやく判決が言い渡されました。しかし結果は「却下」でした。「市議会」は法律関係の主体ではないから訴えられる権利を有しない、というわけです。被告を誰にするかは裁判の中でも議論されており、議会の自律権についても考慮してきました。ただし、今回の裁判は「議会だより」不掲載によって15万世帯に寺本の議員活動を報せることができなかつたことへの精神的物質的損害を被ったことも争点としており、これは司法の審査を妨げるものではない。判例もあります。市民の負託を得た議員の発言が、やすやすと不掲載にできてしまうことを認めるわけにはいきません。

掲載を求めた質疑は入札制度の失格判断に関するもので、1円でも切ったら失格にする制度に関する質疑応答。

（中日 2018, 6月28日付）

### 寺本・豊橋市議の訴え却下

地裁支部「市議会だより」質疑不掲載

二〇一五年に発行された「とよはし市議会だより」で、自身の質問と市側答弁が掲載されなかったのは憲法で定める「表現の自由」を侵害するとして、寺本泰之豊橋市議（こゝろ二期目）が発行元の市議会に対し掲載を求めた訴訟の判決で、名古屋地方裁判所豊橋支部は二十七日、訴えを却下した。

寺本市議は市にも慰謝料十数万円の支払いを求めていたが、棄却された。池田信彦裁判長は判決理由で「地方公共団体の機関である市議会は本来、訴え可能な対象ではない。また、一般質問の議事録は一般に公開されているうえ、議員個人で

「とよはし市議会だより」を制作し、配布することもできる」とした。

判決によると、寺本市議は「一五年六月の定例会で、公共工事の入札価格の下限を定めた「最低制限価格制度」について質問。「議会だより」に掲載する内容を巡って寺本市議と市議会側で折り合わず、不掲載とした。

寺本市議は、質問に対する答弁者が入札制度の責任者だったことなどを「議会だより」に記すよう求めていた。市議会だよりは定例会や臨時会のたびに市議会が発行し、市内全世帯に配布される。通常、一般質問した全議員の質疑応答が掲載されている。

嫌なら議員個人で会報を作り配布すればいい、なんてとんでもない判決です。15万部が各家庭に配布される重みがわかっとるのか、この裁判官！！



詳しい情報は寺本ひろゆきのホームページをご覧ください。  
[http://www.geocities.jp/teramoto\\_kokikai](http://www.geocities.jp/teramoto_kokikai)  
 紘基会代表 寺本ひろゆき 豊橋市賀茂町字石城寺4-6  
 携帯/090-8458-7575 FAX/0532-88-3422



### 改革はまず己から

今年度も政務活動費(年間108万円 11年通算1188万円)を辞退して議員活動を行なってまいります。紘基会では会員(年会費1,000円)を募集しております。詳しくはホームページを参照ください。

H30年6月議会報告会を開催  
どなたでも参加できます。  
お気軽に！



と き:平成30年8月19日(日)  
午前10:00~正午  
ところ:豊橋市民文化会館  
第3会議室